

平成29年度第1回岩手県自然・鳥獣部会 会議録

(開催日時) 平成29年6月9日(金) 15:00～16:00

(開催場所) 盛岡市総合福祉センター 講堂

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 第12次鳥獣保護管理事業変更計画(案)等の概要について(報告)

(2) 狩猟鳥獣の捕獲の禁止等について(報告)

(3) 岩手県自然環境保全指針の見直しについて(報告)

4 その他

5 閉会

(出席委員)

青井俊樹委員、菅野範正委員、渋谷晃太郎委員、鷹嘴紅子委員、中村正委員、平野拓委員

(欠席委員)

東 淳樹委員、伊藤英之委員、鈴木まほろ委員、松坂育子委員

3. 議事

(1) 第12次鳥獣保護管理事業変更計画(案)等の概要について(報告)

(2) 狩猟鳥獣の捕獲の禁止等について(報告)

(3) 岩手県自然環境保全指針の見直しについて(報告)

○青井部会長

委員の皆様におかれましては、議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

本日の議題は3件ですが、議事の(1)「第12次鳥獣保護管理事業変更計画(案)等の概要について」及び議事の(2)「狩猟鳥獣の捕獲の禁止等について」は、内容が関連する部分がございますので、事務局からまとめて説明をお願いします。

【資料No. 1, 2より説明】

○青井委員

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

○渋谷委員

1点目は、キジ及びヤマドリの狩猟期間の短縮について、全国的な状況を踏まえて捕獲の禁止等をするということだと思えますが、本県においてキジ等の資源量がどうなっているかという話がないと、なぜ期間を短縮するか説明が付かないと思えます。放鳥など最近の状況はわかりませんが、「本県はどうなっている」という説明がいるのではないのでしょうか。

2点目は、捕獲禁止の期間の表現について、専門家の方ならわかると思えますが、何をいっているか全くわかりません。表現としてはこれであっているのだと思えますが、審議会等にかけた時に、委員の皆さんはわからないと思えます。

まずは岩手県全体の狩猟期間を示して、その前後の狩猟期間を延長又は短縮するといった解説を付けていただければと思えます。

○事務局

文言だけだとわかりにくいので、表などでわかりやすく示したいと思えます。

一般に狩猟期間が11月15日から2月15日となっていて、キジ・ヤマドリについては、1月15日から2月15日までの期間を短縮し、シカについては、前倒しで11月1日から11月15日まで狩猟期間を早め、後ろは2月15日から3月31日まで狩猟期間を延長しています。

これを整理して、わかりやすく表現したいと思えます。

○渋谷委員

この文面だけですと、前後の部分しか狩猟できないようにも受け取られかねないので、実務的には問題ないと思えますが、補足説明なりしていただけたらと思えます。

○事務局

わかりました。

また、キジの状況につきましては、現在データを取りまとめているところですが、本県の過去の状況からすると、1人当たりのキジを獲る羽数が、昭和40年代では7羽程獲れていたに対し、最近では1～1.2羽となっています。また、県ではキジの放鳥事業をしております、年

間300羽ほど放鳥しています。他にも、各地区の猟友会でも100羽から200羽ほど放鳥していると聞いておりますので、放しても獲れないというのは、資源量として少ないのか、或いは生息している場所がわからないのか、その辺りについて菅野委員いかがでしょうか。

○菅野委員

今お話があったとおり、県では300羽、さらに岩手県猟友会と地区の猟友会で200羽、併せて毎年500羽キジを放鳥しております。雄のキジには足環をつけて放鳥しておりますが、なかなか狩猟で獲ったという報告が上がって来ないので、狩猟で獲られる前に天敵に捕食されているのではという考えもあります。

しかし去年、10年前の足環をつけたキジが1羽捕獲されまして、10年も生きるのかと思いましたが。その一方で、毎年500羽放鳥しているうち、メスには足環を付けませんから、4分の1程度のキジに足環をつけて放鳥していることになりますが、狩猟で獲れるのは年に2～3羽です。その他はどこにいったのかと、今のところは考えているところです。

○事務局

資源量自体の回復は見受けられないのではと考えております。

○渋谷委員

その原因も突き止めておかないと、放鳥する効果がわからなくなってくると思います。

キジの生息環境の草原等が減っているのかわかりませんが、街の近くや公園等でも鳴いている声はよく耳にします。

○青井委員

それについてもぜひ検討してほしいと思います。

1人1羽程しか獲れないとのことですが、皆様キジを獲る意欲はまだあるのでしょうか。

○菅野委員

実はハンターの中でも、キジ猟をする者は少なくなってきました。結局ニホンジカのような大型猟の方が醍醐味があるということと、キジ猟には犬を使う必要があるのですが、段々若い猟師は犬を飼わなくなった。ニホンジカが内陸でも獲れる中で、犬を飼ってまでキジを獲ろうという方は少なくなっていると思います。

その結果が1人1羽ということに繋がっているのだと思いますが、生息の状況から見ると、今は繁殖でヒナを連れている時期ですから、かなり目にすると思います。しかし、実際に狩猟として成果が上がっていないということは、キジ猟をする人が少なくなってきたのではと感じます。

○青井委員

その他何かありますか。

○菅野委員

第12次鳥獣保護管理事業計画の変更については賛成です。

この他に、この場でお話しすることではないかもしれませんが、ツキノワグマの狩猟期間の変更を考えていただけないでしょうか。といいますのも、ニホンジカとイノシシの狩猟期間の延長が、11月1日から3月31日までとなっています。11月1日からシカの巻狩をするようになったら、巻の中からツキノワグマが出てきたということが何度かあったようです。しかし、狩猟期間は11月15日からですから、ツキノワグマは獲れないので、何度か危険な場面があったと聞いております。

そこで、ツキノワグマの狩猟期間を11月1日から開始し、その分、狩猟期間終了の2月15日を1月31日まで短縮するなど検討してもらえないかという声が複数上がっています。

この場でということにはならないかと思いますが、ご検討いただけたらと思います。

○平野委員

クマを専門に獲っている方から見て、それはよいのでしょうか。

○菅野委員

よいと思います。クマを専門に獲っている方は、恐らく穴に冬眠に入っているクマを雌雄関係なく獲ることになりますが、やはり冬眠中のクマはそっとしておいた方がよいと考えていると思います。冬眠中に子供を育てているクマを獲ってしまうと、子熊は育たないので、クマの狩猟期間は11月1日から1月31日までというのがよいという意見が、複数上がっておりますので、ご検討をお願いします。

○青井委員

私も実はそれに賛成です。今のクマは圧倒的に檻の中で駆除されてしまっていますので、クマに人間の影響を与える間もなく、檻の中でクマが駆除されてしまっています。一番良いのは、やはり山で人が追いかけて獲ることだと思います。春季捕獲もできれば広げることと、秋のうちにクマを多く獲れるという状況は、今の岩手県のクマの現状からみると悪い事ではないと思います。クマの数は相当多く、一方で被害は増えていますので、秋の狩猟期に出来るだけクマをとれる状況というのは、シカの狩猟の安全対策というだけでなく、よいと思います。

これはどこで発言すればよいでしょうか。

○事務局

ツキノワグマ管理検討委員会で意見を出していただけたらと思います。

狩猟期間の延長となると、大きな反響が出ると思いますので、どのような方法でやっていくか調べたうえで進めたいと思います。

狩猟期を前倒しにしてしまうと、他の県から来る方が多く来る可能性もありますので、その危険性等も考える必要があると思います。

そのような部分も色々検討しながら、ツキノワグマの検討委員会等で話し合いながら検討していきたいと思います。

○青井委員

メリット・デメリット両方あると思いますので、ざっくりばらんに議論しながら、よい方向に決めていけたらと思いますので、ツキノワグマ管理検討委員会の時にでもよろしくお願ひしたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

○青井委員

それでは、続きまして、議事の(3)「岩手県自然環境保全指針の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

【資料No. 3より説明】

○青井委員

ただ今事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

○平野委員

来る前にメッシュの地図等をネットで見てきましたが、あまりに細かくて何が書いているかわからない。わからない内容で、それが広く活用されるとは思えない。あれではただ作っているだけにすぎないなと思いました。

また、年数がたって新しく変えていくのはとても良いことだと思いましたが、基本となる調査、例えば景観については色々な方が見てすぐわかると思いますが、動物や植物の状態について、調査が十分行われている地域と、そうでない地域の差がある。県がこれを全てまとめるのは相当大変だとは思いますが、逆にあまり調査されていない地域で貴重な物があつたりするので、そのような部分が抜けているのではないかと思います。

その辺りを上手く埋めていく、活用しやすいものを作っていくことで、業者が開発をする際に、注意しなければならない場所等の情報提供になっていくと思います。

そのようなものを作っていくには、調査もしっかりしなければならないし、お金もかかると思いますが、その辺りをどのように考えているのかという点をお聞かせいただけたらと思います。

○事務局

全てを詳細に調査するというのは労力や予算の問題から難しいと思いますが、公共事業が入る際は希少種の調査が行われていますし、最近は風力や再生可能エネルギーの業者が入って来ておりまして、その際にも環境アセスなどが行われるので、今ある指針を作成した時よりはデータが揃ってきていると思いますので、それをうまく反映するような形で作って行けたらと思います。

データがないところに希少なものがあるというのはご指摘のとおりだと思いますので、どうやったらそういった部分を把握していけるのか、色々な方のご意見を頂戴しながら、進めていけたらと思います。

○平野委員

3.11の津波の被害があつて、沿岸地域の動植物に与えた影響もかなり大きかったと思います。ある地域からは流されていなくなったものもあれば、偶然生き残って環境が変わったことで、少し数が増えたものもあると。先日岩泉に行つて見てきたのですが、未だに沢沿いの

家で土砂に埋まった家があったり、沢によっては大半の方が住んでいなかったり、そのくらいの被害が出ているということは、河川付近に生息したり生育したりしているものについては、相当な被害を受けていると思います。

災害の後にどのような状況になって、どのように変わっているのかということ、ある程度データを揃えてまとめておくことも将来における一つの財産だと思うので、指針の中にもそのような視点を取り入れて欲しいと思います。

○事務局

ご指摘のとおりだと思います。沿岸部はだいぶ地形も変わっていますし、植生等も変わってきていると思いますので、そういったところも、できれば反映するような形にしていきたいと思います。特に岩泉周辺もだいぶ変わっておりますので、最新のデータにできる限り置き換えて進めていければと考えております。

○青井委員

専門分野をみますと、水棲生物、例えば、魚類、両生類、は虫類などの専門家が入っておりませんが、そこは必要ないのでしょうか。

○事務局

そこは当時に策定した時も抜けているところでして、現在考えているのは、既存のものを更新するという形で進めて行ければと考えているところです。

○青井委員

わかりました。その他ございませんでしょうか。

○青井委員

それでは、意見も出尽くしたようですので、この議事は終わりにしたいと思います。